

参考資料

令和8（2026）年5月18日

柏崎刈羽地区認定地域クラブ代表者 様

柏崎市教育委員会・刈羽村教育委員会

地域クラブ活動における市外への遠征時の安全管理について（追加のお願い）

日頃より当地域の地域クラブ活動の推進にご尽力いただき心より感謝申し上げます。標記件につきましては、既に5月8日付け「地域クラブ活動における安全管理について（お願い）」を送付いたしました。

その後、県からの通知もあり、このたび、より具体化した内容で再度、当文書を送付させていただきます。貴クラブにおける活動において、下記のとおり安全管理を行ってください。

記

1 市外への遠征時の安全管理について

認定地域クラブの認定を受けた際の要件の5「適切な安全確保の体制の確保」に則り、地域クラブ役員、指導者で次のことを確認し遵守してください。

- (1) 移動範囲は、概ね片道1時間程度までとし、遠征を行う5日前までに教育委員会へ連絡する。
(当該校長と共有します)
- (2) 以下に示すような公共交通機関を使う。
 - ・ 鉄道 ・ 路線バス
 - ・ 緑ナンバーのタクシー、貸し切りバス
(必ず、法令に沿った手続きを経た上で、関係する書類も保管)
 - * 責任のもてる成人が同乗し、参集や移動の状況を確認する。
 - * 安全性を確保するために費用が必要な場合は保護者の合意の上、臨時徴収を検討する。
- (3) 上記によらない場合は、保護者の責任のもと直接、会場へ送迎を行う。

2 その他

- (1) 緊急時の連絡体制及び対応方法について、事前に保護者を含めた関係者で共有しておいてください。
- (2) 今後、国から当該のガイドライン等が示された場合は改めてお知らせいたします。